

報告案件一覧表（既存店の変更届出等）

NO	届出日	店舗の名称 (市町村名)	小売業者	変更事項	変更日	市町村 意見	住民意見	県意見
1	16.4.6	ショッパス (市川市)	(株)マツモトキヨシほ か	駐車場収容台数の減(829 台→696台)ほか	16.12.7	あり (対応済)	あり (対応済)	なし 16.11.4
2	16.4.26	千葉ニュータウン駅 前センター (印西市)	(株)かねたや家具店ほ か	駐車場収容台数の増(600 台→664台)ほか	16.12.27	なし	なし	なし 16.11.22
3	16.4.1	木更津駅西口再開発 ビル (木更津市)	(株)マルエイ(食料品ス ーパー)ほか	店舗面積の縮小(22,365 ㎡→17,535㎡)	16.12.2	なし	なし	なし 16.11.12
4	16.4.21	ダイエー長浦店 (袖ヶ浦市)	(株)ダイエー(GMS)ほ か	駐車場の位置変更ほか	16.5.1	なし	なし	なし 16.11.12
5	16.5.7	館山ショッピングセ ンター (館山市)	イオン(株)(GMS)ほ か	閉店時刻の延長(21:00→ 22:00 イオンの食料品以 外の売場のみ)ほか	16.5.21	あり (対応済)	なし	なし 16.11.16
6	16.4.14	ロックタウン野田七 光台 (野田市)	ロイヤルホームセンター(株)(HC) ほか	開店時刻の変更(10:00→ 08:00)ほか	16.4.20	なし	なし	なし 16.11.19

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ショップス
- 2 所在地：市川市鬼高3丁目808番地ほか
- 3 建物設置者：株式会社米山鉄工所 代表取締役 米山 精次
- 4 小売業者名：株式会社マツモトキョシ（業種：医薬品・日用雑貨販売）ほか

5 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 829台

(変更後) 696台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 770台

(変更後) 632台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 758㎡

(変更後) 862㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び面積

(変更前) 160m³

(変更後) 168m³

(5) 変更年月日 平成16年12月7日

6 処理経過：

①届出日 平成16年4月6日

②公告縦覧期間 平成16年4月27日～16年8月27日

③説明会 平成16年5月15日 午前11時～ 午後1時～

7 市町村・住民等の意見：

・市川市の意見 有り

① 県道若宮西船市川線に路上待機車両が無いよう、駐車場の上層階への誘導を徹底されたい。

② 車両出入口付近における歩行者の安全を確保するため、誘導員を配置されたい。

<店舗概要>

① 店舗面積：21,361㎡

② 駐車場の収容台数：696台

③ 駐輪場の収容台数：632台

④ 荷さばき施設の面積：862㎡

⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：168m³

⑥ 営業時間

開店時刻：午前9時

閉店時刻：午後10時

⑦ 駐車場利用可能時間帯

午前8時50分～午後10時30分

⑧ 駐車場の出入口の数：4か所

⑨ 荷さばき可能時間帯

午前7時～午後6時

- ③ 休日に増加する店舗敷地に面した県道への駐車車両について対策を講じること。
- ④ 騒音規制法、市川市環境保全条例等を遵守し、規制基準を超過した場合には適切に対応すること。特に今回の計画店舗（パチンコ店）の
来客放送については騒音対策に留意すること。
- ⑤ 建築物、屋外広告物等の外観、色彩等に関して街並み景観に配慮すること。

・住民等の意見 有り

- ① 作業車両通行による交通渋滞
- ② 交通量が増えることに関する交通渋滞緩和対策
- ③ 新設される自転車置場の建設場所の見直し
- ④ 騒音発生に係る懸念
- ⑤ 新たな店舗が出店されることに際して生活環境悪化に対する懸念
- ⑥ 市道6113号の道路拡幅要望
- ⑦ パチンコ店出店について地元に住む者として次のとおり要望する。
 - (イ) 市道に来店者を並ばせないこと。
 - (ロ) 来店者の自転車は市道にはみ出さないこと。
 - (ハ) 産業道路と市道との交差点には、交通整理員を配置すること。
 - (ニ) 営業時間を午後10時までとすること。

8 県の意見 「意見なし」 平成16年11月4日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、パチンコ店等の出店に伴う駐車場の位置及び収容台数の変更等であり、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は軽微なものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見に対して、
 - ① 土日祭日及び平日の10時から21時の間、県道若宮西船市川線側出入口に交通整理員を配置し、速やかな入出庫を行います。
また、1階駐車場が満車になる場合は、上層階への誘導を積極的に行います。(別添図面1～6参照)
 - ② 土日祭日及び平日の10時から21時の間、県道若宮西船市川線側出入口、市道6113号側出入口に交通整理員を配置し歩行者の安全を確保いたします。
また、西側出入口については、混雑状況に応じ配置します。(別添図面1～6参照)
 - ③ 店舗利用者で県道に駐車する車両について、交通整理員が駐車場に止めていただけるよう誘導し、ご迷惑をお掛けしないようしていきます。
 - ④ 騒音規制法、市川市環境保全条例等の規制基準を遵守いたします。
パチンコ店の防音対策については、直接の開口部を設けず、ALCの壁で覆う計画としております。
放送については、BGMは放送しますがマイク放送は行わないため、音が漏れることはないと考えております。

- ⑤ 建築物・屋外広告物について街並み景観に配慮いたします。
としており、適切な対応がなされているものと認められること。

(3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見に対して、

- ① ご迷惑をお掛けしないよう道路混雑が少なく通学時間帯の7時30分～8時30分を除く早朝等の時間帯に工事車両の搬入を行います。
また、警備員による誘導を行い、安全には万全の配慮を図ります。
- ② オープン時には、県道若宮西船市川線の交通量の増加を軽減するため、パチンコ店の営業時間の調整を行い、徐々に通常時間に致します。
パチンコ店の必要駐車台数は238台と考えており、既存店データによる平均1台当たりのパチンコ台利用者は、2.4人であり、このことから1日当たりの来台数571台と予想され、来店・帰宅台数は、1,142台と予想されます。休日の県道若宮西船市川線の交通量は、18,883台/日(11年度交通センサス)であり、パチンコ店の来店・帰宅交通量を加味すると20,025台/日となります。よって、増加交通量は、1.06倍であり、周辺環境に与える影響は、軽微であると思われます。
また、一部路上での荷卸しについては、業者に指導徹底し、路上での荷卸しはさせません。
- ③ 新設する駐輪台数については、40台設置し市の附置義務台数39台以上確保しております。
駐輪位置については、パチンコ店直近に設置するよう市より指導があり本計画位置に設置しております。
また、従業員、交通整理員を常時巡回させ、自転車が歩道に溢れないよう徹底します。
場所により自転車が満車になる場合は、別の駐輪場に移動して頂けるよう従業員、交通整理員、案内看板等で誘導いたします。
現在でも駐輪場は収容台数に余裕がある状態であり、変更後も施設全体として必要な駐輪台数473台に対して810台の収容台数を擁しています。
- ④ 施工時の騒音については低騒音型の重機を使用しております。
パチンコ店の防音対策については直接の開口部を設けず、ALCの壁で覆う計画としております。
放送については、BGMは放送しますがマイク放送は行わないため、音が漏れることはないと考えております。
- ⑤ 当施設に入るパチンコ店は早朝から営業予定はありませんが、開店前に来客者が並ぶ場合については、従業員、交通整理員が誘導、整理を行い、列が敷地外にはみ出す等周辺住民にご迷惑をお掛けしないよう対応いたします。
また、状況によっては整理券の発行も検討しています。
- ⑥ 工事中におきましては、警備員による誘導を行って安全に努めております。
また、竣工後においては、三菱自動車販売店の営業時間内におきまして、歩行者・自転車の安全のために一部敷地内通行できるようにいたします。(別添図面7参照)
- ⑦
- (イ) 開店前に来客者が並ぶ場合については、従業員、警備員が誘導、整理を行い列が敷地外にはみ出す等周辺住民にご迷惑をお掛けしないよう対応いたします。
また、状況によっては整理券の発行も検討しています。
- (ロ) 従業員、交通整理員を巡回させ自転車が歩道に溢れないよう徹底致します。

場所により自転車が増える場合は、別の駐輪場に移動して頂けるよう従業員、交通整理員、案内看板等で誘導いたします。

また、現在でも駐輪場は収容台数に余裕がある状態であり、変更後も施設全体として必要な駐輪台数 473 台に対して 810 台の収容台数を擁しています。

- (ハ) 道路交通法上、交差点には一般の交通整理員は配置することができませんが、土日祭日及び平日の 10 時から 21 時の間、県道若宮西船市川線側出入口及び市道 6113 号側出入口に交通整理員を配置します。(別添図面 1～6 参照)
- (ニ) 物販店舗については、22 時までの営業となっております。その他の店舗につきましては、周辺住民の方にご迷惑をおかけしないよう配慮し営業してまいります。

としており、適切な対応がなされているものと認められること。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：千葉ニュータウン駅前センタービル
- 2 所在地：印西市中央南1丁目8番
- 3 建物設置者：千葉県 千葉県企業庁長 山口 用一
- 4 小売業者名：株式会社チコマート（業種：食料品スーパー）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 600台
(変更後) 664台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 0台
(変更後) 250台
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前10時～午後9時
(変更後) 午前9時～午後10時
 - (4) 来客が駐車場を利用できる時間帯
(変更前) 午前9時30分～午後10時
(変更後) 午前8時30分～午後10時30分
 - (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 5か所
(変更後) 4か所
 - (6) 変更年月日 平成16年12月27日
- 6 処理経過：
 - ①届出日 平成16年4月26日
 - ②公告縦覧期間 平成16年6月11日～16年10月11日
 - ③説明会 平成16年6月24日 午後2時～
- 7 市町村・住民等の意見：
 - ・印西市の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし

<店舗概要>

- ① 店舗面積：9,780㎡
- ② 駐車場の収容台数：664台
- ③ 駐輪場の収容台数：250台
- ④ 荷さばき施設の面積：201㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：63m³
- ⑥ 営業時間
開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後10時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯
午前8時30分～午後10時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：4か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯
午前8時～午後9時

8 県の意見 「意見なし」 平成16年11月22日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、営業時間等を変更するものでその変更が夜間に及ぶものではないが、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見がなかったこと。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 木更津駅西口再開発ビル
- 2 所在地 木更津市富士見1丁目1818番地
- 3 建物設置者 木更津市 木更津市長 水越勇雄
- 4 小売業者名 株式会社マルエイ ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積
(変更前) 22,365㎡
(変更後) 17,535㎡
 - (2) 変更年月日 平成16年12月2日
- 6 処理経過
 - (1) 届出日 平成16年4月1日
 - (2) 公告縦覧期間 平成16年4月13日～8月13日
 - (3) 説明会 日時 平成16年4月15日 午前10時～
場所 木更津駅西口再開発ビルB館 木更津駅前ホール（木更津市）
- 7 市町村・住民等の意見
 - (1) 木更津市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- ① 店舗面積：17,535㎡
- ② 駐車場の収容台数：380台
- ③ 駐輪場の収容台数：349台
- ④ 荷さばき施設の面積：387㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：257m³
- ⑥ 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前10時
 - ・ 閉店時刻：午後8時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：
午前9時～午後9時
- ⑧ 駐車場の出入口の数：4か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前6時～
午後9時30分

8 県の意見 「意見なし」 平成16年11月12日通知

<理由>

- 1 当該変更届出については、大規模小売店舗面積の合計を減少するもので、その他の届出事項には変更がなく、交通への影響はほとんどないと考えられ、騒音等の予測値は基準値をすべて下回っていることから、周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。
- 2 法第8条第1項に基づく木更津市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ダイエー長浦店
- 2 所在地 袖ヶ浦市長浦駅前1丁目7番
- 3 建物設置者 株式会社三宮中央開発 代表取締役 林正一
- 4 小売業者名 株式会社ダイエーほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (変更前) 第1駐車場 22台
 - (変更後) 第7駐車場 22台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (変更前) 第3駐輪場 120台
 - (変更後) 第4駐輪場 120台
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前) 午前8時30分～翌午前0時30分
 - (変更後) 午前8時30分～午後10時
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (変更前) 第1駐車場 1か所
 - (変更後) 第7駐車場 1か所
 - (5) 変更年月日 平成16年4月21日
- 6 処理経過
 - (1) 届出日 平成16年5月7日
 - (2) 公告縦覧期間 平成16年6月4日～10月4日
 - (3) 説明会開催不要承認 平成16年6月21日

<届出概要>

- ① 店舗面積：9,811m²
- ② 駐車場の収容台数：573台
- ③ 駐輪場の収容台数：195台
- ④ 荷さばき施設の面積：292m²
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：74m³
- ⑥ 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前9時
 - ・ 閉店時刻：翌午前0時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：
 - 午前8時30分～翌午前0時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：6か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前6時～午後9時

7 市町村・住民等の意見

- (1) 袖ヶ浦市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

8 県の意見 「意見なし」 平成16年11月12日通知

<理由>

- 1 当該変更は、契約駐車場(第1駐車場)及び契約駐輪場(第3駐輪場)において、貸主の都合で当該地にモデルルームを設置するため、契約解除となったことから、届出台数の確保のため、駐車場及び駐輪場の位置を変更し、それに伴う駐車場の自動車の出入口の位置及び利用時間帯の変更(午後10時に繰上げ)を行うものである。このため、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。

- 2 法第8条第1項に基づく袖ヶ浦市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 館山ショッピングセンター
- 2 所在地 館山市八幡字小松原724番地1ほか
- 3 建物設置者 イオン株式会社 代表執行役 岡田元也
- 4 小売業者名 イオン株式会社ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 (変更前) 翌午前9時…イオン(株)のうち食品売場
 午後9時……イオン(株)のうち食品売場以外の売場及びその他の小売業者
 (変更後) 午後10時…イオン(株)のうち食品売場以外の売場
 イオン(株)食品売場及び他の小売業者は変更なし
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 第①駐車場は24時間利用
 一部午前8時30分～午後9時30分
 第②駐車場及び屋上駐車場は午前8時30分～午後9時30分
 (変更後) 屋上駐車場は午前8時30分～午後10時30分
 第①駐車場及び第②駐車場は変更なし
- 6 変更年月日 平成16年5月21日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成16年5月7日
 - (2) 公告縦覧期間 平成16年6月18日～10月4日
 - (3) 説明会開催不要承認 平成16年6月15日

<届出概要>

- ① 店舗面積：12,173㎡
- ② 駐車場の収容台数：624台
- ③ 駐輪場の収容台数：129台
- ④ 荷さばき施設の面積：278㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：142m³
- ⑥ 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前9時
 - ・ 閉店時刻：翌午前9時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：
 午前8時30分～翌午前8時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：2か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前4時～翌午前0時

8 市町村・住民等の意見

- (1) 館山市の意見 ①廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に努めること。
②騒音の防止に努めること。
③廃棄物の処理に当たっては、法令の規定を遵守し、適正に実施すること。
- (2) 住民等の意見 なし

9 県の意見 「意見なし」 平成16年11月16日通知

<理由>

- 1 当該変更は、閉店時刻等の繰下げ等を行うもので、その変更は夜間（午後10時以降）に及ぶものの、イオン(株)食品売場において、既に24時間の営業を行っており、交通への影響はほとんどないと考えられること。騒音の予測値については、今回新たに発生する基準値を超える地点(車両走行音)において、午後9時30分以降は屋上駐車場の利用を限定して騒音低減に配慮するとともに、車両走行音は夜間の発生時間が短く(30分)、周囲への影響は少ないものと考えられること。また、廃棄物についても現在の保管容量で足りると予想されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- 2 市意見については、設置者から市意見に対応する旨の報告書が提出され、
 - ① ISO14001 認証取得企業として、食品リサイクル法及び家電リサイクル法を遵守すると同時に、今後とも周辺住民及びお客さまに対しても周知徹底をはかり、リサイクル品の回収、リサイクル運動の活動強化により廃棄物の減量化に積極的に取り組んでいきます。
 - ② 騒音の発生に係る事項につきましては、騒音規制法・館山市公害防止条例を遵守し、定期的な設備点検を行い、更に、周辺環境への影響が考えられる時は、速やかに対策を講じると共に公害・騒音防止に対し誠意をもって対応配慮していきます。
 - ③ 廃棄物の処理については、種別毎の保管及び清掃管理を強化し法令の規定を遵守し処理していきます。法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ロックタウン野田七光台
- 2 所在地：野田市七光台4番2ほか
- 3 建物設置者：ロック開発株式会社 代表取締役 横田稔弘
- 4 小売業者名：株式会社ロイヤルホームセンター（業種：HC）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
小売業を行う者（カルチュア・コンビニエンスクラブ（株）、（株）グリーンクロス・コア）
（変更前） 午前10時
（変更後） 午前8時（カルチュア・コンビニエンスクラブ（株）、午前9時（株）グリーンクロス・コア）
 - (2) 変更年月日 平成16年 4月20日
- 6 処理経過：
 - (1) 届出日 平成16年 4月14日
 - (2) 公告縦覧期間 平成16年 5月28日～平成16年 9月28日
 - (3) 説明会開催不要承認 平成16年 6月 4日
- 7 市町村・住民等の意見：
 - (1) 野田市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成16年11月19日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、一部店舗の開店時刻の繰り上げを行うもので、その変更は夜間（午後10時から翌午前6時まで）に及ぶものではなく、交通への影響はほとんどないと考えられ、騒音の予測値はすべて基準値を下回っていること。また、同店舗内には既に24時間営業を行っている他業者もあり、今回の変更により、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく野田市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- ① 店舗面積： 17,980㎡
- ② 駐車場の収容台数： 1,514台
- ③ 駐輪場の収容台数： 737台
- ④ 荷さばき施設の面積： 352㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量： 176m³
- ⑥ 営業時間
開店時刻：午前10時
（ロイヤルホームセンターは午前7時、イオンは午前9時）
閉店時刻：午後9時
（ロイヤルホームセンターは午後8時、カルチュア・コンビニエンスクラブほかは翌午前零時、イオンは翌午前9時）
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯
午前6時30分～翌午前6時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数： 5か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯
午前6時～翌午前零時